

申請期限を忘れずに

▼申し込み・問い合わせ先

①、②… 福祉課 社会福祉班（合志庁舎）
③、④… 都市計画課 建築住宅班（合志庁舎）

☎（248）1144
☎（248）3855

福祉課社会福祉班の問い合わせ先は5月7日(月)以降の所在庁舎および電話番号です。
5月2日(水)の問い合わせは、合志庁舎代表電話（248－1111）にお掛けください。

制度	対象世帯	助成内容
①リバースモーゲージ利子助成	(1)県内で住宅を新築または補修をして、金融機関からリバースモーゲージ型融資を受けている人 (2)みなし仮設住宅に入居している人 (3)居住者用のり災証明書が「全壊」または「大規模半壊」の人、「半壊」で解体をした人	●融資限度額850万円 ●融資に対する利子の20年分を一括で助成。
②自宅再建利子助成	(1)県内で住宅を新築または補修をして、金融機関から融資を受けている人 (2)みなし仮設住宅に入居している人 (3)居住者用のり災証明書が「全壊」または「大規模半壊」の人、「半壊」で解体をした人	●融資限度額850万円 ●融資に対する利子相当額を一括で助成。 ※収入要件あり
③民間賃貸住宅入居支援事業	県内の民間賃貸住宅などへ入居した世帯のうち(1)(2)のいずれかに該当する人 (1)みなし仮設住宅に入居していた人 (2)居住者用のり災証明書が「全壊」または「大規模半壊」の人、「半壊」で解体をした人 ※現在入居されているみなし仮設住宅を個人名義の契約に切り替えた場合も対象となります。	●一律20万円
④転居費用助成事業	応急的な住まいから、県内の自宅・民間賃貸住宅などへ移転した世帯のうち(1)(2)いずれかに該当する人 (1)みなし仮設住宅に入居していた人 (2)居住者用のり災証明書が「全壊」または「大規模半壊」の人、「半壊」で解体をした人 ※被災した住宅から直接再建先に移転した場合も対象となります。	●一律10万円

●申請期限

- ①、② 住宅再建後その住宅に入居して6カ月以内。（最終期限は平成32年2月29日）
③、④ 平成29年12月27日までに民間賃貸住宅を契約または転居した世帯
…6月27日(水)
平成29年12月28日以降に民間賃貸住宅を契約または転居した世帯
…転居日の属する月の末日から6カ月以内

節水にご協力ください

▼問い合わせ先

上下水道課 水道班（合志庁舎）
☎（248）1159

家庭でできる節水

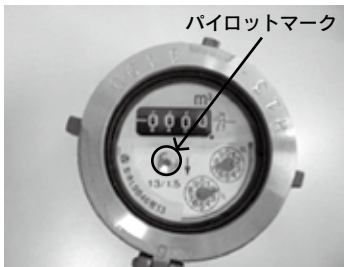
- ①洗顔、歯みがきのときは水を出しっ放しにしない。
②洗濯などにお風呂の残り湯を再利用する。
③洗車は、バケツに水をくんで行なう。

漏水にご注意ください

漏水（宅地内の水漏れ）を放置すると上下水道料金が高額になるばかりでなく、限りある水資源を無駄にすることになります。給水管（本管から宅地内）は、基本的に所有者の自己管理になりますので、早期発見、早期の修理をお願いします。

漏水の発見のしかた

- 検針時（毎月20日～月末日）の「上下水道使用量のお知らせ」の票と先月の票を比べ、量が極端に増えた場合は、漏水の恐れがあります。
次の手順で確認しましょう。
①全ての水道の蛇口（トイレの給水含む）を全部閉める。
②水道メーターボックスを開け、水道メーターのパイロットマークを確認する。



※パイロットマークがわずかでも回っていれば、宅地内のどこかに水漏れがあることとなります。

漏水修理は市指定水道工事店へ
水道給水管の修理は、市指定の水道工事店へご連絡・ご相談ください。

こんなときは必ず届け出を

休止届、開始届、名義変更届は上下水道お客様センターへ連絡してください。

※料金の支払いは、口座振替が便利です。（毎月末日に振替、12月は25日です）

●問い合わせ先

上下水道お客様センター
☎（248）1232

健診から始める健康づくり

健康診査を受診しませんか

▼問い合わせ先

保険年金課（合志庁舎）
☎（248）1275

自覚症状が出にくい生活習慣病
健診で動脈硬化の状態確認を

高血圧や高血糖、脂質異常症、腎臓機能の低下などの生活習慣病は初期の自覚症状が出ません。そのため多くの人は健診を受けるまで生活習慣病と分かりません。

自覚症状が始めるのは、動脈硬化が75～90%ほど進行したところで、心筋梗塞や狭心症、脳梗塞を起こす恐れがある危険な状態です。健診で早めに異常に気付き、食事などの生活習慣を改善することで、生活習慣病を発症するリスクを小さくしましょう。また、年に1回健診を受診する事により体の変化を見落とさないようにしましょう。

26～74歳までの国民健康保険加入者と75歳以上の後期高齢者医療保険加入者には、5月下旬に健診日程や問診票などを郵送しますのでご確認ください。



健診種類	生活習慣病健診	特定健診		後期高齢者健診
対象年齢	26歳～39歳	40歳～74歳		75歳以上 ※1
対象者	・合志市国民健康保険加入者 ・加入の社会保険で健診を受ける機会がない人	合志市国民健康保険加入者	社会保険加入者	後期高齢者医療制度（合志市）加入者
料 金	1,500円	1,500円	加入の保険者に確認してください	800円
実施主体（問い合わせ先）	保険年金課		保険証記載の保険者	保険年金課

健診時は、空腹状態（できるだけ10時間以上飲食しない）で受診してください。
※1 65歳以上75歳未満で一定の障がいがある人も含みます。

退職（失業）による

国民年金保険料の特例免除制度

▼問い合わせ先

保険年金課（合志庁舎）
熊本西年金事務所
☎（248）1275
☎（353）0142

厚生年金に加入していた人が20歳以上60歳未満で退職（失業）すると、国民年金の第1号被保険者になる手続きを行ない、保険料を納めることとなります。一方、保険料を納めることが経済的に困難な人には、申請によって保険料の納付を免除される制度があり、退職（失業）した年の翌年度の6月までの期間について、特例免除制度を利用できます。（退職には自己都合退職も含まれます）

この特例免除では、通常は審査の対象となる本人の所得を除外して審査が行なわれます。また、被扶養配偶者だった人も、配偶者が特例免除に該当すれば、同時に免除申請をすることによって、免除が認められることになっています。ただし、世帯主などに一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。

●手続きに必要なもの

- ①年金手帳など基礎年金番号が分かるもの、またはマイナンバーが確認できる書類
②認め印（本人が署名する場合は不

要）

③失業していることを確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など）

保険料の免除・猶予期間がある人へ「追納」をおすすめします

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除）・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、これらの期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めることができる追納制度があります。

ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納のお申し込みは、熊本西年金事務所までお願いします。